

参加申込書における障害区分確認事項 補足説明

【陸上・アーチェリー・卓球・水泳・ボッチャ】

切断部位について



①上腕切断

②肘離断

③前腕切断

④手部切断

⑤大腿切断

⑥膝離断

⑦下腿切断

⑧足部切断

麻痺の程度について

完全（完全麻痺）：脊髄等が完全に損傷して腕や脚などが全く動かない状態

下肢の場合は、長下肢装具がないと体重が支えられない状態

不完全（不完全麻痺）：脊髄等の機能が一部残っており、腕や脚が少し動く状態

麻痺の種類



座位バランス

「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判定基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

不随意運動：自分が意図しない運動のこと。

会話や動作により増強することもある（脳性麻痺のアトーゼタイプ）

協調性の低下：全身の運動や手の動きの滑らかさが低下している状態

（スムーズに行えない）状態

走ることの定義

走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない運動のことである。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、早歩きできる競技者を対象とする。

参考・引用

全国障害者スポーツ大会競技規則集 令和五年度版

令和3年度 中国四国ブロック 障がい者スポーツ指導者研修会 資料

作成・監修：愛媛県パラスポーツ指導者協議会 クラス分け部会 2023年12月作成